

氷見市農業経営持続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける農業経営体を支援するため、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるもののほか、氷見市農業経営持続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）を所有し、又は借受けている者若しくは農地の作業受委託契約を締結している者

イ アに定める者のほか、現に農業を営んでいる者

(2) 交付対象農地 農業者が令和6年度に農作物の作付けを行う市内の農地のうち、令和6年度において、販売を目的として農作物を生産した農地をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、交付対象農地（以下「交付農地」という。）

で令和6年度に農作物の作付けを行っており、かつ、令和7年度も継続して農作物の生産及び販売を行う意思を有する農業者（以下「交付対象者」という。）とする。

(交付基準等)

第4条 補助金の交付基準等については、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付対象となる面積は、別表の区分ごとの交付対象農地の面積の合計から10aを減じて得た面積とする。

4 前項の規定により算定した面積（以下「交付対象面積」という。）に小数点第1位未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

5 交付対象農地において、二毛作を行う者については、農作物の作付けごとの面積により申請するものとする。

6 他市町村から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする補助金の交付を受けている交付対象農地は、補助金の対象としない。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、氷見市農業経営持続支援事業費補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 交付農地の面積が確認できる書類
 - （2） 農作物を販売していることが確認できる書類
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査の上、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、別表の区分ごとに1回限りとする。
- （交付金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた交付対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、その決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月14日から施行する。
- （失効）
- 2 この要綱は、令和5年度限り失効する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は令和5年4月1日から適用する。
- 3 この要綱による改正前の要綱に基づいて交付された補助金は、この要綱による改正後の要綱による補助金の交付回数とみなし、申請に基づき差額を追加交付する。その場合、関係書類は省略できる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- （失効）

2 この要綱は、令和6年度限り失効する。

別表（第4条関係）

区分	農作物	補助金額
1	主食用米、大麦、大豆、飼料作物、WCS、飼料用米、米粉用米、そば、ハトムギ、マコモタケ	交付対象面積 10a あたり 1,000 円
2	区分1以外の農作物	

(区分)

年 月 日

申請者 住所
氏 名

〔 法人及び任意団体にあつては、
その所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

記

2 交付対象農地一覽

農作物	交付対象農地	作付面積（a）
合 計		
交付対象面積（合計－10a）		

※自家消費相当分として合計面積から10aを引いた面積が交付対象面積となります。